

騒音防止対策 (自動車騒音に係る規制)

平成24年1月
福島県

騒音規制法に基づく指定地域内において、自動車の騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合については、市町村長は都道府県公安委員会、道路管理者又は関係行政機関の長に対し、道路構造の改善や自動車交通騒音防止対策に関する要請や意見を述べる事が出来ます。

自動車騒音の要請限度は次の表のとおりです。

自動車騒音の要請限度

次の車線を有する道路に面する区域						
時間区分		a 区域		b 区域		c 区域
		1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線以上
昼間	6 時～22 時	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	7 5 デシベル	7 5 デシベル
夜間	22 時～翌日 6 時	5 5 デシベル	6 5 デシベル	5 5 デシベル	7 0 デシベル	7 0 デシベル
【特例】 上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の要請限度が適用されます。						
昼間	6 時～22 時	7 5 d B				
夜間	22 時～翌日 6 時	7 0 d B				
【幹線交通を担う道路とは】 高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等をいう。 【幹線交通を担う道路に近接する区域とは】 車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離により特定される範囲をいう。 <ul style="list-style-type: none">・ 2車線以下の車線を有する道路 15メートルまでの範囲・ 2車線を超える車線を有する道路 20メートルまでの範囲						

(注) 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

区域の区分の範囲

区域の区分	指 定 地 域 の 範 囲
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	田村市	泉崎村	柳津町	富岡町	
本宮市	鏡石町	矢吹町	会津美里町		
	石川町				

国土地理院承認 平14総複 第149号



騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

福島県

白地図 KenMap」の地図画像を編集